平成29年7月に発生した大雨災害に対する 災害義援金の取扱いについて(7月19日現在) 一福岡県の3市町村における災害義援金一

平成29年7月5日に発生した大雨により、福岡県における多数の市町村において甚大な被害が発生しており、被災地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。 信用金庫業界では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先および取扱期間

① 朝倉市 平成 29 年 7 月 19 日 (水) ~ 平成 29 年 9 月 29 日 (金)

② 朝倉郡東峰村 平成 29 年 7 月 19 日 (水) ~ 平成 30 年 3 月 30 日 (金)

③ 田川郡添田町 平成 29 年 7 月 19 日(水)~ 平成 29 年 12 月 29 日(金)

2. 振込先

窓口にて次の口座にお振込みください。また、振込依頼書には送付先を「○○県○○市(町または村)(災害義援金)」とご記入ください。

	寄付先	義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号	口座名義人
1	福岡県朝倉市	筑後信用金庫 廿木支店	8	普通	5555716	朝倉市災害義援金 朝倉市会計管理者 平田 龍次
2	福岡県朝倉郡 東峰村	筑後信用金庫 吉井支店	7	普通	5546119	東峰村災害対策本部 東峰村会計管理者 室井 紀代子
3	福岡県田川郡 添田町	田川信用金庫 添田支店	6	普通	1043976	添田町豪雨災害義援金 添田町会計管理者 柳田 隆司

3. 振込手数料

無料 (窓口の場合)

≪所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ≫

地方公共団体が発行する受領証が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申し出ください。お申し出のありました方には、地方公共団体から後日、直接受領証が郵送されます。

※詳しくは信用金庫の窓口にてお尋ねください。

以上